

令和2年3月26日 衆議院原子力問題調査特別委員会議事速報

○江渡委員長

次に、日吉雄太君。

○日吉委員

立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムの日吉雄太です。

本日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。時間も余りないので、早速始めさせていただきます。

先ほど来議論がありましたが、原子力規制委員会が非公開の事前会議で、関西電力に求める火山灰対策の二案を一案に絞り込んだという、この問題について質問をさせていただきたいと思います。昨日、音声データが公開され、そしてきょう、毎日新聞の朝刊にも出ている問題でございます。

配付資料がございますので、これに基づいて質問をさせていただきます。

配付資料の四の③というのをまずごらんいただけますでしょうか。この資料は、毎日新聞さんが原子力規制庁にこういう書面があるということを確認して、原子力規制庁さんがそれを公開しているというような、開示されている資料でございますが、これは、平成三十年の十二月六日、いわゆる事前会議と言われるところでこの資料が配られて、これに基づいて規制上の取扱いについて議論され、そして、関西電力に対する書面、これの原案も議論したというふうに言われております。

まず、この資料、その十二月六日の会議の中で配られたのでしょうか。

○更田政府特別補佐人（原子力規制委員会委員長）

お答えをいたします。

先ほど来御答弁を申し上げますけれども、さまざまな資料がこの大山火山の大山生竹テフラの噴出量規模見直しにつきまして配付をされていまして、いろいろなバージョンがあります。したがって、これがそのときに配付されたそのものであるかどうかについては、今をもって確認はできません。

○日吉委員

ということは、これではないかもしれないんですけども、何らかの資料が配られていたということはお認めになれる、こう理解しました。

その上で、この資料四の④、これがございますが、これは実際、平成三十年十二月十二日の原子力規制委員会において添付資料として配られた資料でございます。

この資料四の③と四の④、これを比較してみますと、幾つか修正箇所がございます。それで、その修正箇所をちょっと具体的に見ていきますが、先ほど斉木議員からもありましたけれども、音声データにおいて、火山灰層のある地点を表にしちやいなよ、分布状況ってしてというような音声データがありました。これは、四の③の一ページから五ページまで見ますと表はないんですけども、四の④、実際に十二月十二日に使われた資料によりますと、五ページのところに表がついているわけですね。これは修正されたのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○更田政府特別補佐人（原子力規制委員会委員長）

お答えをいたします。

先ほども御答弁しましたけれども、表にしてわかりやすくしろというようなことは、いかにも私の言いそうなことでありまして、それが音声記録にもあらわれているというふうに承知をしております。

○日吉委員

もう一つ。

四の③の一ページ目、この2のところに「規制上の取扱いに関する対応等」というのがあります。

そこの第一パラグラフの一番最後、「大山火山の噴火履歴が見直されることとなる。」というふうに記載がされておりました。しかし、音声データによりますと、この部分についても、見直されるとか云々という用語は印象として限りなく不適合状態を連想させるということで、削除を求めるような発言をされております。実際に、四の④の資料、現実に規制委員会で配られた資料ではこのくだりがなくなっています。

これは修正されましたか。

○更田政府特別補佐人（原子力規制委員会委員長）

お答えをいたします。

これも記憶に基づくものではありませんけれども、経緯としてそのようなことはあり得ると考えております。

といいますのは、十一月の二十一日に原子力規制委員会がこのバックフィットを行おうというふうに、大山生竹テフラの新しい知見に基づいて火山灰に対する規制を見直そうと意思決定をした際に、その後の記者会見の席上で、記者の方から関西電力に対するアプローチについて御質問がありまして、その際に、規制庁にその扱いについては検討するようにと指示したところなのでと申し上げた上で、さらに、それだけではちょっとそっけないのでということで、私自身の考えをその会見の席で既にお話をしています。というのは、これは、噴出量の再度の見直しを評価を求めて進めることになるだろうという私としての見通しを示しておりまして、それが、この報道で言われている、一案、二案と言われているものの二案に相当するものであります。

私としては、もうその時点で個人の意見としての方向は打ち出しておりまして、その後、先ほど来申し上げましたように、ブレインストーミングの際にはあえて成案となりようもないものも加えて議論を行ってというところが実際の経緯であります。

○日吉委員

もう一つ。

四の③の資料のところの五ページ目、このところに、2のところに、二行目、「同様な方法による大山火山の」というくだりがあります。これも、四の④を見てみますと、四の④の五ページの2のところで、ここでは「同一の方法による」というふうに文言が変えられていますけれども、これは、音声データによりますと、更田委員長は、二ポツの同様の方法っていうのは何、同様じゃなく同一じゃないのと、原案の書きぶりに異を唱えたというような

音声データがあったということでございます。

このように、何らかの修正はされているのではないか。これが、修正されずに、もとの書面が実際の委員会で提出されているのであれば、例えば御自身の判断というか思いを述べたということ、それはそうだと思うんですけども、実際に修正されたものが実際の委員会で議論されている、これは明らかに修正なんじゃないですか。意思決定、この過程を、方針を決めたということになるんじゃないでしょうか。

○更田政府特別補佐人（原子力規制委員会委員長）

お答えをいたします。

例えば、技術的、科学的な議論を行うときに、同様なというのと同一のというのでは全く意味が異なってきます。したがって、誤解を招かないように、正確さを期するように資料に対して私はコメントをしたんだろうと思います。そして、事実、そのコメントを受けて修正がなされたものだと思っています。

しかしながら、こういった修正というのは意思決定を行うための材料の正確さを期するものであって、事前に意思決定を行ったというような事実はございません。

○日吉委員

そういう、材料ということではなくて、明らかに修正をしているわけです。そういう指示を出しているわけですね。そういう指示は出さないと委員長は前言っていたと思うんですけども、出したことはないと言っていました。これは発言を変えられるんですか。

○更田政府特別補佐人（原子力規制委員会委員長）

お答えをいたします。

例えば、二者択一であるとか三者の中の択一の一つだけをとれというような指示を出すことはありません。しかしながら、資料の正確さであるとかわかりやすさのために指示を出して、それに基づいて資料が修正されたというようなことはあるというふうに考えております。

○日吉委員

いや、それも、いろいろな、表を加えろというようなことというのはやはり重要な判断だと思います。それを事前にやっているこの打合せ、これもやはり意思決定に係る過程、公文書の管理法における、行政文書を残しなさいと、これの趣旨からいえば残しておかなければならないことではないか、このように考えます。

そして、二者択一という話、今出ましたけれども、そもそもこの四の②、この資料ですね、この資料も十二月六日の事前会議で配られていたということなんですけれども、それは認められていると思うんですが、改めて、これは配られていましたね。

○更田政府特別補佐人（原子力規制委員会委員長）

お答えをいたします。

これも昨日の記者会見並びに昨夜の音声のおかげでありますけれども、これは配られていたんだろうというふうに思います。

○日吉委員

この資料を配られていました。

これは、一案としては、特定指導文書により設置変更許可申請を促す場合ということ、二案として、許可の前提に変更が生じていることを規制委が認定しようとする場合ということで、いわゆる一番が指導文書案、二番が報告徴収命令案、こういうふうに言われておりますが、この二案、実際の十二月十二日の委員会で検討されていないですよ。

これは明らかに、十二月六日の時点で、委員長がこの一案はとれませんよねと言ってこれを削って、本番の十二月十二日ではこの二案だけを提出した。これは事前に意思決定をしていたんじゃないですか。

○更田政府特別補佐人（原子力規制委員会委員長）

お答えをいたします。

十二月の六日でよろしいですか。その席において、私は私の選択であり意思を申し上げます。その選択について言いますと、それをさかのぼって、十一月二十一日に、もう記者さんの前で私の基本的な考えの方向をお話しております。これは記者会見でありますので、画像とともに音声も残っておりますし、速記録も残っております。そのときに、まずはシミュレーションの再評価を求めることになるんだろうと思うという旨のことを申し上げております。それがこの一案、二案のうちの二案の方に当たります。

もう私自身の考えについては、十一月二十一日の時点で公に申し上げているところではありますけれども、それが本当に適正であるかというような議論を行うために、あえて成案とはなり得ないものを立てて議論するというようなやり方は、これは日常的にとっているやり方ですし、今改めてこの資料を見ましても、そういったものであろうと思います。

といいますのは、この特定指導文書による案というのは、関西電力がまだ評価の見直しに同意していない時点ですので、そういった時点で、特定指導文書、設置変更許可申請を求めるというのは、手続として、また具体的にその相手の同意がない時点において案たり得ないものでありますので、そういった意味で、しかしながら、こういったものも流れとして書いてみて議論をするというのは、これは先ほど来お答えをしているように、原子力規制委員会において日常的に、ブレインストーミングといいますか、議論を行う際にとっている手法ではあります。

○日吉委員

今、一案はあり得ないと言いましたけれども、二案をとったとしても、関西電力は独自でこの申請書を、設置変更申請を行うかという強制力はないわけですよ。だから、一案をまずやって、その後、それをやらなかったら、原子炉規制法の四十三条の三の二十三、この命令を出すという方法もあったはずですよ。そして、もう一つ、最初にいきなりこの命令を出すことも選択肢としてはあるわけです。

それらを並べて議論をする、それを議事録に残す、これこそまさに意思決定の過程だと思えます。それを、規制委員会の中で案を出した上で議論をしていくということをして本来しなければいけなかったんじゃないんですか。

○更田政府特別補佐人（原子力規制委員会委員長）

お答えをいたします。

私たちが十一月の二十一日に、これは新知見であるというふうな認定をした、規制に参酌

すべき新知見であるというのを認定したのが十一月二十一日であります、このときの事実というのは、大山生竹テフラというものを見つけた、これもみずから見つけに行ったものであります、この知見は規制に反映させるべきものであらうと。その時点ではまだ噴出量を変えたシミュレーションが行われているわけではありませんので、科学的な事実として、対象とする発電所にどれだけの量の火山灰想定が変わってくるかということが事実としてつかめているわけではありません。

事実として評価結果としてつかめているわけではない中で、特定指導文書の出しようがないというふうに私は理解をしております。

○日吉委員

そうではなくて、音声データにありましたけれども、この二案が、一案、二案が並べられたときに、更田委員長、一案の方がすっきりするが、法務上難しいのかもしれない、それで職員の方にその見解を求めました。そうしたら、職員の方が、設備変更許可申請をすることは、災害の防止に支障があるということを外部に示すことになる、そういう意味で、二案の方が整合性があるのではないか、こう言いました。変更許可申請を求めるということは、許可に不備があるから直せということになる、そうすると二かなということ、基準に不適合だという判断をしてしまう一案をやめて、基準に適合するか適合しないか、この判断を先送りするこの二案、報告徴収命令案、これをとるためにこれを選んだんじゃないんですか。

○更田政府特別補佐人（原子力規制委員会委員長）

お答えをいたします。

その発言もいかにも私の言いそうなことであります。というのは、科学的事実、技術的データが確定される前に設置変更許可を要求するというのは、これは、規制委員会が、まだ大山生竹テフラの層、火山灰を見ただけで、変更の必要があるとあって、これを決めつける形になります。これは、原子力規制委員会の姿勢として、科学的なアプローチをとるのが基本的な姿勢ですから、この一案というのは科学的なアプローチとしては極めて考えにくいと思っています。

一方、先送りというのは全く当たりません。というのは、そもそも、この大山生竹テフラの新知見というのは、原子力規制委員会がみずから見つけに行き、みずからこれは新知見じゃないかといって、そして規制に取り入れて、火山灰の降灰を強化していくものです。

そもそも、先送りしなきゃならないものだったら、なぜ原子力規制委員会が新知見を探しに行き、火山灰対策を強化する必要があると。バックフィットさせて、そして、評価の見直しの必要はないと言っている電力に強制力を持って変更させる、その考えの中に先送りという考えが出てくるということは全くあり得ません。

○日吉委員

出てこない委員長はおっしゃいますけれども、そういうふうに皆さん思っているわけなんです。そういうふうに疑っているわけなんです。だからこそ、そういったことを、そうではないという議論を委員会の公開の場でやった上で、この一案ではなくて二案をとった、いきなり命令を発出しなかったというこの過程を文書に残す、これこそが意思決定の

過程であり、それが公文書管理法が求めているところなんです。

これは、委員長、公文書管理法に違反していると思いませんか。

○更田政府特別補佐人（原子力規制委員会委員長）

お答えをいたします。

公文書管理法が求めているものは、意思決定の過程を文書として残すということです。原子力規制委員会にとって意思決定というのは、原子力委員会五人のメンバーの多数意見があります。これは、個々の委員が個々の委員の自分の意見を形成するプロセスまでこれを含めている、そこまでは含めているものではないというふうに解釈をしております。

しかしながら、公文書の管理については、先ほども御答弁しましたけれども、これまでも、また現在も改善を進めており、また、委員御指摘のような疑念を持たれること自体、これはまことに遺憾でありますので、今後とも、公文書の管理には改善に努めてまいりたいというふうに考えております。

○日吉委員

疑念を持たれるからこそ、今後はもちろんやっていただきたいんですけども、これについてもやはり議事録を、選択肢があって、その中からこの一つを選んだというその過程、一つだけを出してこれがいいかどうかという議論をするのではなくて、幾つか選択肢があったのであれば、それを並べて、それぞれの委員の人が議論をし、どういう意見があって、それで結果としてこの案をとりましたということを通じて、それを残していく、こういう必要があると思うわけです。

そういうことをされていなかったとこれまで答弁、意思決定はしていなかったと言っていましたけれども、事実上、意思決定をしているわけですね。だから、今までの内閣委員会での御答弁、これは虚偽答弁にならないか、どう思われますか。

○更田政府特別補佐人（原子力規制委員会委員長）

お答えをいたします。

あくまで意思決定は原子力規制委員会五人のうちの多数意見を形成するプロセスであって、これは公開のもとで行っております。

私自身の、五分の一の意見を形成するための過程というのは、御指摘の部分の会議というのは一人の意見を形成するプロセスでありますので、これまで差し上げた御答弁が虚偽に当たるといふふうには考えておりません。

○日吉委員

時間が参りましたから終わりますけれども、一人の意思決定を形成する過程ではなくて、それが、本番の十二月十二日で六日に出された資料がそのまま出てきた上で、更田委員長の考えはこうだ、これはいいと思います。そうではなくて、資料自体が変わっているわけですから、それは意思決定が行われているわけです、事実上。それを残しておく必要がある。そういった意味では公文書管理法に抵触するという事を申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。